

(別紙)

花の里 指定訪問介護事業所

改定 令和元年10月1日

< サービス利用料金 >

1. 介護保険給付対象サービス

*利用料金及び各種加算は負担割合証に基づきます(自己負担額:1割負担の場合)

訪問介護費(1回当たり)

(四捨五入)

サービスに要する時間	利用料金(特別地域加算割引後)	
	① 身体介護	② 生活援助
20分以上30分未満	249円	—
20分以上45分未満	—	182円
30分以上1時間未満	395円	—
45分以上	—	224円
1時間以上1時間半未満	577円	—
1時間半以上(30分増す毎に)	+83円	
サービスに要する時間	③ 身体介護→生活援助	
20分以上	67円	
45分以上	134円	
70分以上	201円	

日常生活総合事業 訪問介護費(1月当たり)

(四捨五入)

区 分	介護度	利用回数	利用料金 (特別地域加算割引後)
訪問型サービス費(Ⅰ)	要支援1・2	週に1回程度	1,172円
訪問型サービス費(Ⅱ)	要支援1・2	週に2回程度	2,343円
訪問型サービス費(Ⅲ)	要支援2	(Ⅱ)を越える利用が必要な場合	3,716円

特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき10%が加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月の合計金額の13.7%が加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月の合計金額の6.3%が加算されます。

(その他の加算)

1, 初回加算	200円/月
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。	
2, 緊急時訪問介護加算	100円/回
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	

(但し、当事業所は介護報酬の特別地域加算指定区域に該当しますので上記金額に15%の加算されますが、個人負担額の軽減のため、初めに13%を割引いた金額に15%加算致します。

また、月途中でのサービス開始・終了は、月額定額を頂きます。)

- ☆ 月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更になった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。
また、月中途中で支援度が変わった場合についても、日割り計算により、それぞれの単価を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費（Ⅲ）を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費（Ⅱ）を算定することとする。
- ☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%
 - ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえ、2人分の料金をいただきます。
 - *（例）2人の訪問介護員でサービスを行う場合
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

（四捨五入）

サービスに要する時間	利用料金		
	① 身体介護	② 生活援助	③身体介護→生活援助
20分以上30分未満	2,490円	—	—
20分以上45分未満	—	1,820円	670円
30分以上1時間未満	3,950円	—	—
45分以上	—	2,240円	1,340円
70分以上	—	—	2,010円
1時間以上1時間半未満	5,770円	—	—
1時間半以上(30分増す毎に)	830円		

- ☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
 - ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%
 - ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

3. 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は1か月ごとにまとめて、翌月27日までにお支払い下さい。

（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に応じて計算した金額とします。）